

特記仕様書

第1 工事概要

工 事 名：＃ 3 8 2 衛生設備新設等工事
工事場所：航空自衛隊松島基地
工 期：契約締結日から令和9年3月31日まで
工事概要：シャワーユニット設置及び衛生設備等改修

第2 共通事項

1 仕様

本工事は、本特記仕様書及び図面によるほか、次の標準仕様書による。なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらの定めのない事項については、監督官との協議による。

- (1) 公共建築工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備）
- (2) 公共建築改修工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備）

2 立入制限

本工事のために基地内に入門する関係者は、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない。

3 施工場所及び周辺の清掃

施工場所及び周辺の道路等は、工事によって発生した粉じん、飛散した土砂等を常に清掃する。

4 現場管理

施工中は、現場代理人が責任者となり、常に安全確保に留意し現場管理を行い、災害及び事故防止に努める。また、現場の安全衛生は、労働安全衛生法その他関係法令に従って行う。

5 事故等報告

災害及び事故が発生した場合は、人命の確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官に報告する。

6 作業日及び作業時間

作業時間は平日の0815～1700とし、休憩時間は1200～1300を基準とする。ただし、予め監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、夜間及び平日以外に工事を行う場合は、残業届出書により監督官に申請するものとする。

7 週休2日制工事

本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の試行対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から対象期間内の全ての週において、原則土日に現場閉所されている状態（完全週休2日）を前提とし、下記のとおり労務費等を補正し工事費を積算する。契約後、受注者は、工事着手前に完全週休2日の取組を希望するか判断し、取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとし、契約後に補正係数を変更するものとする。

(1) 週休2日の考え方は、以下のとおりである。

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間のすべての週において、原則として土曜日及び日曜日に現場閉所を行ったと認められることをいう。

イ 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。なお、降雨、降雪、荒天、猛暑等の気象環境の変動によるほか、官側の運用上の都合による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

ウ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月ごとに現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。

エ 通期の週休2日とは、対象期間において、現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。

オ 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(2) 週休2日の達成基準は以下のとおりである。

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所日数が2日以上の水準に達する状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

ウ 通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

- エ 完全週休２日（土日）が達成できない場合において、月単位の週休２日を達成した場合は、補正係数を月単位に変更するものとし、月単位の週休２日を達成できない場合においては、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。
- (3) 受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月１０日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

8 提出書類

提出書類は以下の表を基準とし、様式についての記載がない書類は、監督官が書式を示す。

提出時期	書類等名	提出の可否等
開始前	現場代理人指名・変更通知書及び略歴書	要
開始前	協議書	否
開始前	工程表	要
開始前	緊急連絡先一覧表	要
開始前	施工体制台帳	要
開始前	技能士通知書	必要時
開始前	承認図、施工図等（任意様式）	必要時
開始前	入門許可申請書	必要時
開始前	仮設物設置申請書	必要時
実施中	材料検査簿	否
実施中	納品書、出荷証明書（任意様式）	要
実施中	産業廃棄物管理票（写し）	必要時
実施中	発生材通知書	必要時
実施中	残業届出書	必要時
実施中	火気使用申請書	必要時
実施中	臨時立入申請書	必要時
実施中	携帯型情報通信・記録機器持込み申請・許可書	必要時
実施中	受領書	必要時
実施中	現場閉所実績報告書	要

完成時	写真台帳（任意様式）	要
完成時	完成通知書	要
完成時	引渡書	要
完成時	機能性能試験成績書（任意様式）	必要時
完成時	完成図、報告書等（任意様式）	必要時
完成時	機器取扱い説明書等（任意様式）	必要時
完成時	官公署届出書類（各官公署等の書式による。）	必要時

9 写真

- (1) 写真は、施工前、施工中、施工後、材料検査及び目視できない箇所の施工状況、その他監督官の指示により撮影し、各１枚を台帳に整理し提出する。また、写真撮影は、定点、同一方向から撮影する。
- (2) 検査に合格したのち、写真データは削除するものとする。

10 材料

使用する材料は、JIS、JAS、JEC 及び JWWA 等の規格があるものは適合する新品とする。また、規格指定があるものは当該規格品又は同等品以上とし、事前に品質及び性能を有することの証明となる承認図等の資料を提出し、事前に監督官の承認を得るものとする。

11 官公署その他への届出等

- (1) 工事の着工、施工及び完成にあたり、関係官公署その他関係機関への必要な届出、手続等を遅滞なく行うこと。
- (2) 届出、手続等を行う前に、あらかじめ監督官に届出内容を報告するものとする。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査において、必要な資機材、労務等は契約相手方の負担により行うこと。

12 産業廃棄物及び発生材の処理等

- (1) 本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）（又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成１２年法律第１０４号））に基づいて適正に処分するものとする。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出するものとする。
- (2) 金属類等監督官の指示する発生材に関しては、発生材通知書を作成し、監督官の指定する場所へ集積するものとする。

13 完成検査

- (1) 以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。ただし、検査官及び監督官の事前承諾を得た場合は、産業廃棄物管理票の写し及びその他提出書類を事後提出とできるものとする。

- (2) 仕様書に示す全ての工事の完了
- (3) その他監督官が指示する事項

14 関係書類の適正な管理

- (1) 本仕様書及び写真等を、本工事に使用する目的以外で第三者に使用させてはならない。また、本工事の内容を漏洩してはならない。
- (2) 契約相手方は、発注者から貸与された図面等を、施工完了後全て監督官に返納するものとする。

15 疑義その他

- (1) 疑義が生じた場合、監督官と協議のうえ打合せ簿に協議内容を記録し、協議内容のとおり実施するものとする。
- (2) 施工中は、他の工作物等に損害を与えないよう施工し、損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の負担において復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の責任において補償するものとする。

第3 特記事項

1 工事内容

場 所	項 目	数量	単位	備 考
施工場所 1	仮設	1	式	
	壁及び床貫通孔新設	2	か所	φ100、φ38
	トイレブース（便器含む）撤去・一部新設	1	か所	
	天井ボード撤去	1.04	m ²	
	天井換気扇撤去・新設	1	台	
	床はつり・補修	0.54	m ²	
	アコーディオンカーテン取付け	1	か所	
	シャワーユニット設置	1	か所	水栓（サモスット）、照明、換気扇等付属品含む
	シャワーユニット壁新設	1	か所	巾木、樹脂枠等含む
	給湯管分岐・新設	3	か所	保温含む
	給水管新設	1	か所	
	給排水管撤去・新設	1	か所	
	換気扇・照明スイッチ新設	1	個	シャワーユニット用
	ダクト新設	1	か所	シャワーユニット用

施工場所 2	ビニル床シート撤去・新設	57.36	m ²	厨房機器移動、復元含む
施工場所 3	仮設	1	式	
	ビニル床シート撤去・新設	11.27	m ²	
	トイレブース撤去・新設	2	か所	
	化粧ボード交換	2	か所	

2 仮設

- (1) 現場の安全及び施工を十分に考慮し、適切な足場の設置及び養生を行うこと。また、施工後の清掃は十分に行うこと。
- (2) 足場を設ける場合は、枠組本足場を基準とし「「手すり先行工法に関するガイドラインについて」（厚生労働省令和5年12月26日）の「（別紙）手すり先行工法等に関するガイドライン」」に基づき、設置すること。
- (3) 施工詳細図（様式任意）を施工前までに監督官へ提出すること。
- (4) 養生等については、各図面によるものとする。

3 撤去

撤去物については、工事内容及び各図面によるものとする。

4 新設

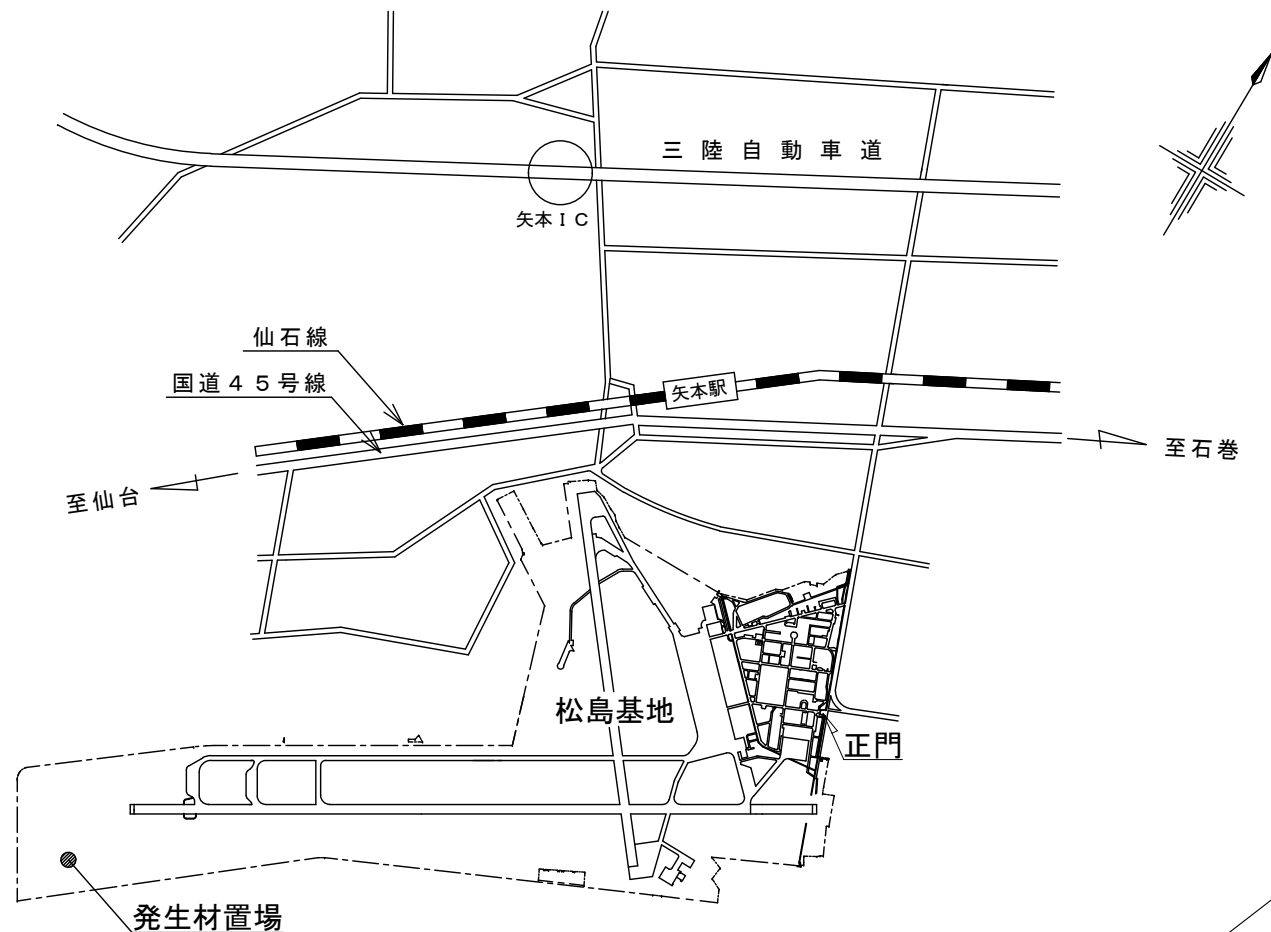
- (1) トイレブース及び衛生設備については、採寸を十分行い、施工詳細図（様式任意）を施工前までに提出するとともに、色合いについても見本を提示し、監督官の承認を得るものとする。
- (2) シャワーユニット及び給排水管施工にあたっては、各仕様書図面（同等品以上可、取付部材等含）を基準に施工し、施工詳細図（様式任意）を提出する際及び、同等品以上を使用する場合は、事前に監督官の承認を得るものとする。また、給湯管分岐の際は、既設給湯管を損傷しないように配慮するとともに、施工完了後は作動試験を実施し、不具合の無いよう調整すること。
- (3) アコーディオンカーテンについては、仕様書図面（同等品以上可、取付部材等含）を基準に、採寸を十分に行い取り付けること。また、色合いについては、見本を提示のうえ監督官の承認を得るとともに、同等品を使用する場合も同様とする。
- (4) 天井換気扇については、仕様書図面（同等品以上可）を基準に施工し、施工詳細図（様式任意）を提出する際及び、同等品以上を使用する場合は、事前に監督官の承認を得るものとする。また、機器取り付け後は作動試験を実施し、不具合の無いよう調整すること。
- (5) スイッチの取り付けにあたっては、仕様書図面（同等品以上可、取付部材等含）を基準に施工し、施工詳細図（様式任意）を提出する際及び、同等品以上を使用する場合は、事前に監督官の承認を得るものとする。また、機器取り付け後は作動試験を実施し、不具合の無いよう調整すること。

- (6) 施工場所2及び3のビニル床シートについては、施工詳細図（様式任意）を施工前までに提出するとともに、色合いについても見本を提示し、監督官の承認を得るものとする。施工場所2の既存機器等を移動させる際、損傷しないように配慮するとともに、施工後は当初の位置へ復元すること。また、機器復元後は作動試験を実施し、不具合の無いよう調整すること。

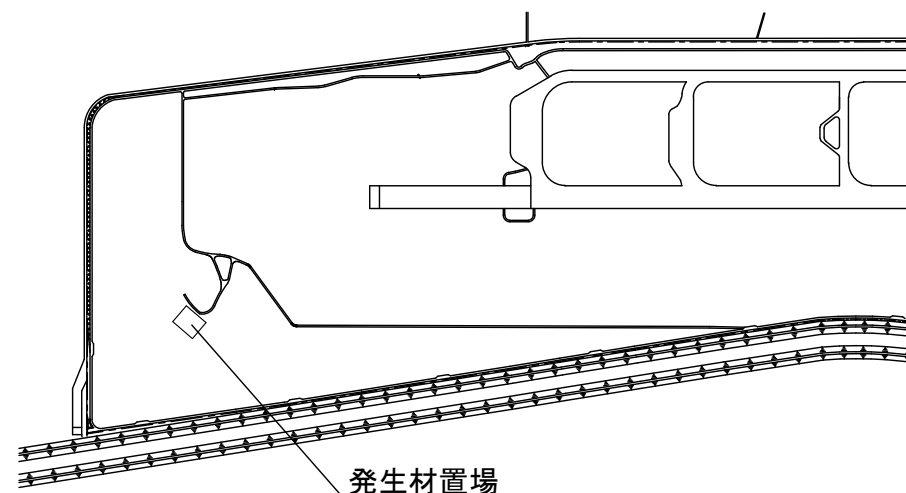
5 石綿規制対応について

- (1) 契約相手方は、関係法令に基づき、必要な事前調査を行い、労働基準監督署に報告等を行うものとする。なお、官側で実施した石綿調査結果を活用できるものとする。
- (2) 官側で実施した石綿調査結果は以下の通り。

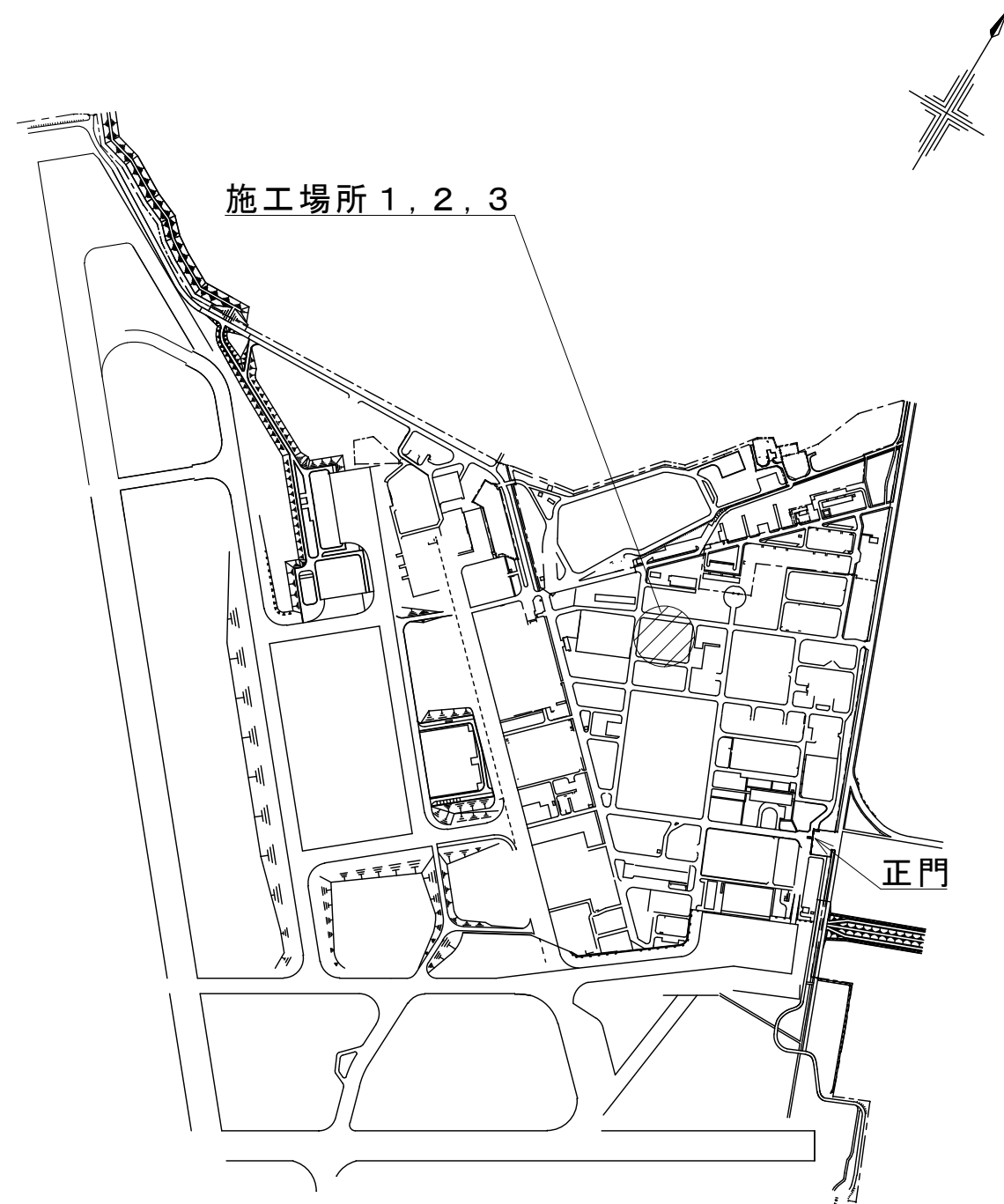
場 所	建 材	判 定
施工場所1	外壁	クリソタイル 0.1%～5%
施工場所2	ビニル床シート（接着剤含む）	無
施工場所3	天井ボード	無
	内壁（塗料、ボード）	無
	タイル（接着剤）	クリソタイル 0.1%～5%



案内図



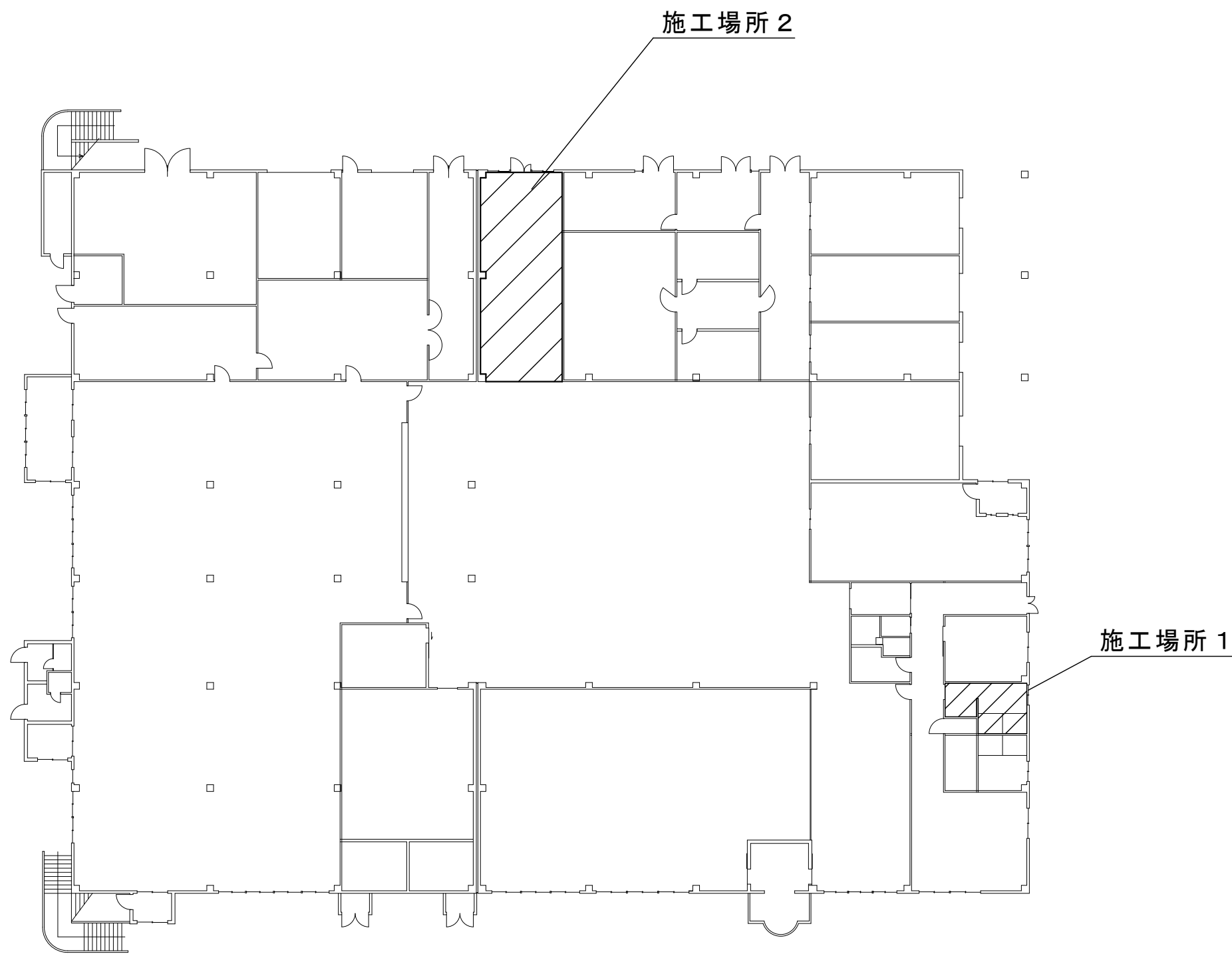
発生材置場



配置図

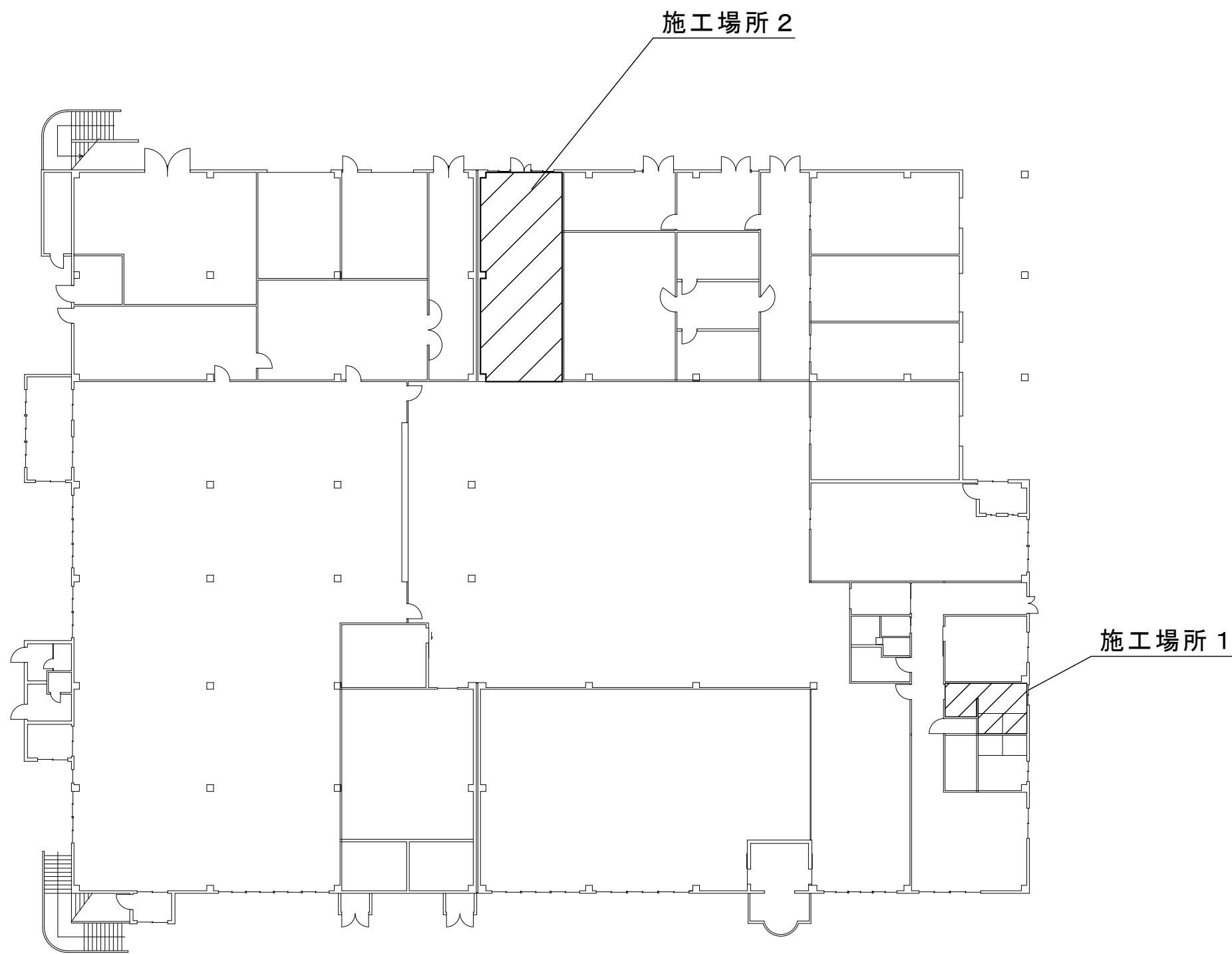
工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製

工事名称	# 3 8 2 衛生設備新設等工事	図面番号	全 1 7 葉 の 内 5
図面名称	案内図・配置図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和 8 年 9 月 3 日	



施工場所 1 F 平面図

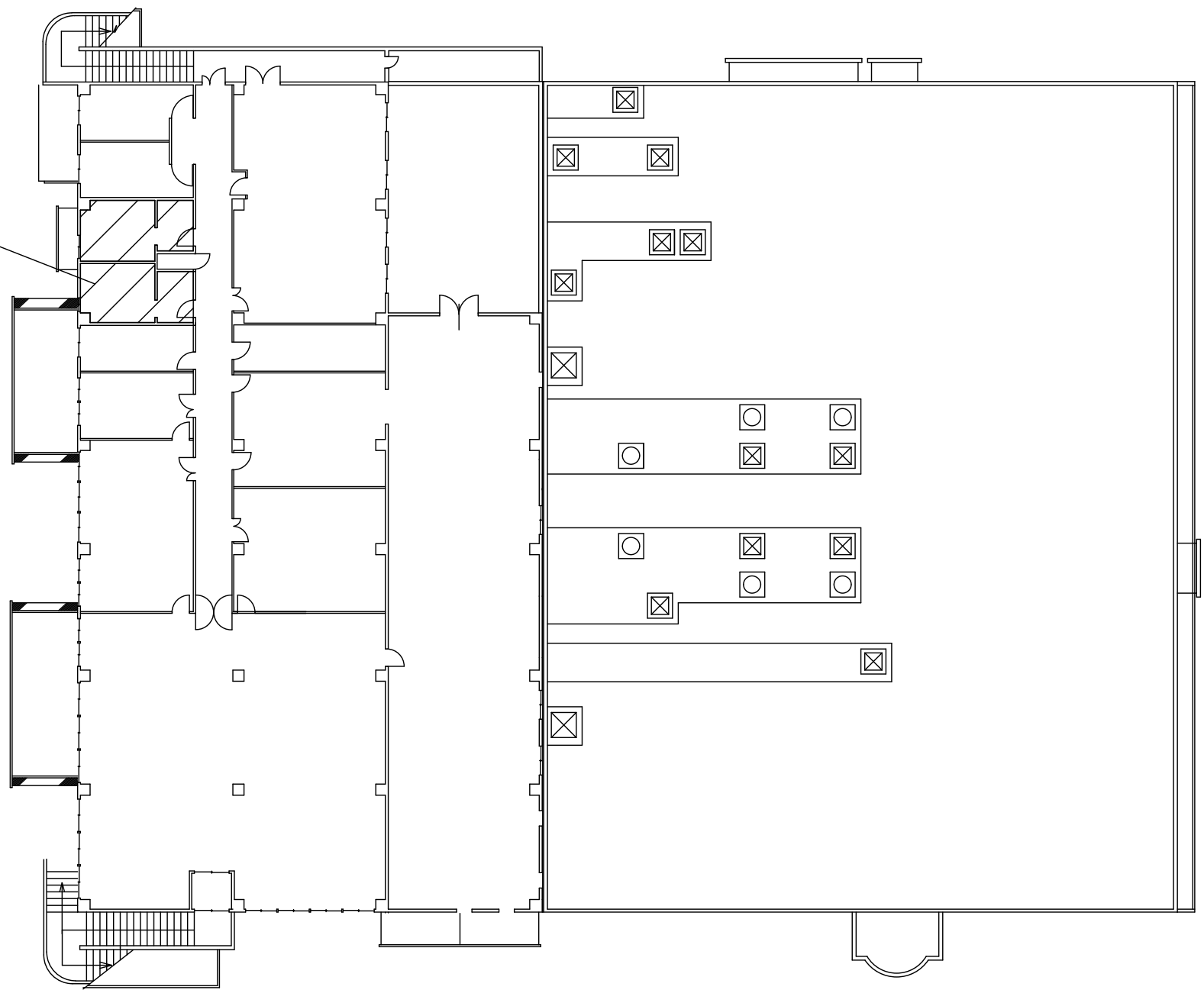
工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	# 3 8 2 衛生設備新設等工事	図面番号	全 1 7 葉 の 内 6
図面名称	平面図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和 8 年 9 月 3 日	



施工場所 1 F 平面図

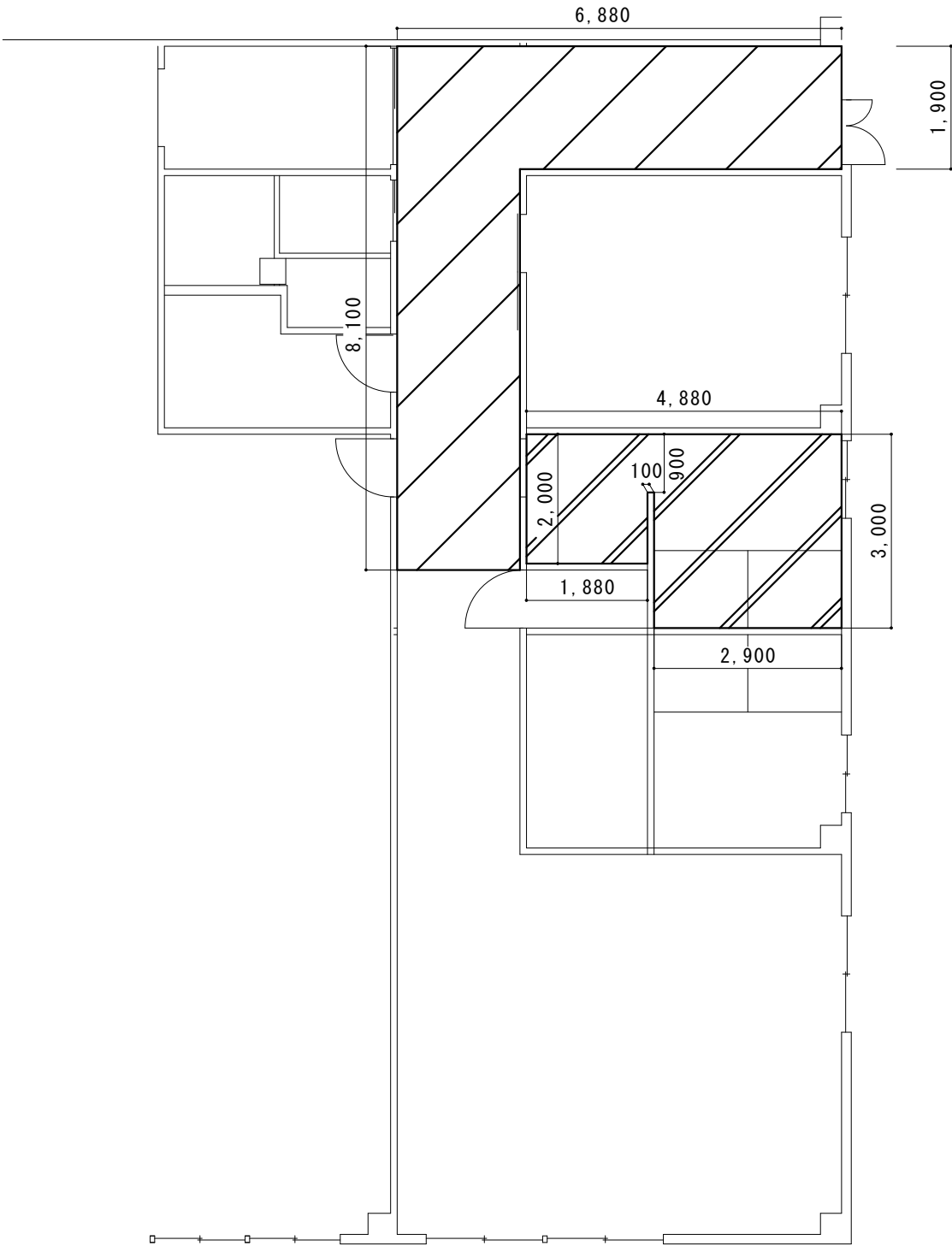
工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	# 3 8 2 衛生設備新設等工事	図面番号	全 1 7 葉 の 内 6
図面名称	平面図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和 8 年 9 月 3 日	

施工場所 3



施工場所 2 F 平面図

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	# 3 8 2 衛生設備新設等工事	図面番号	全 1 7 葉 の 内 7
図面名称	平面図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和 8 年 9 月 3 日	

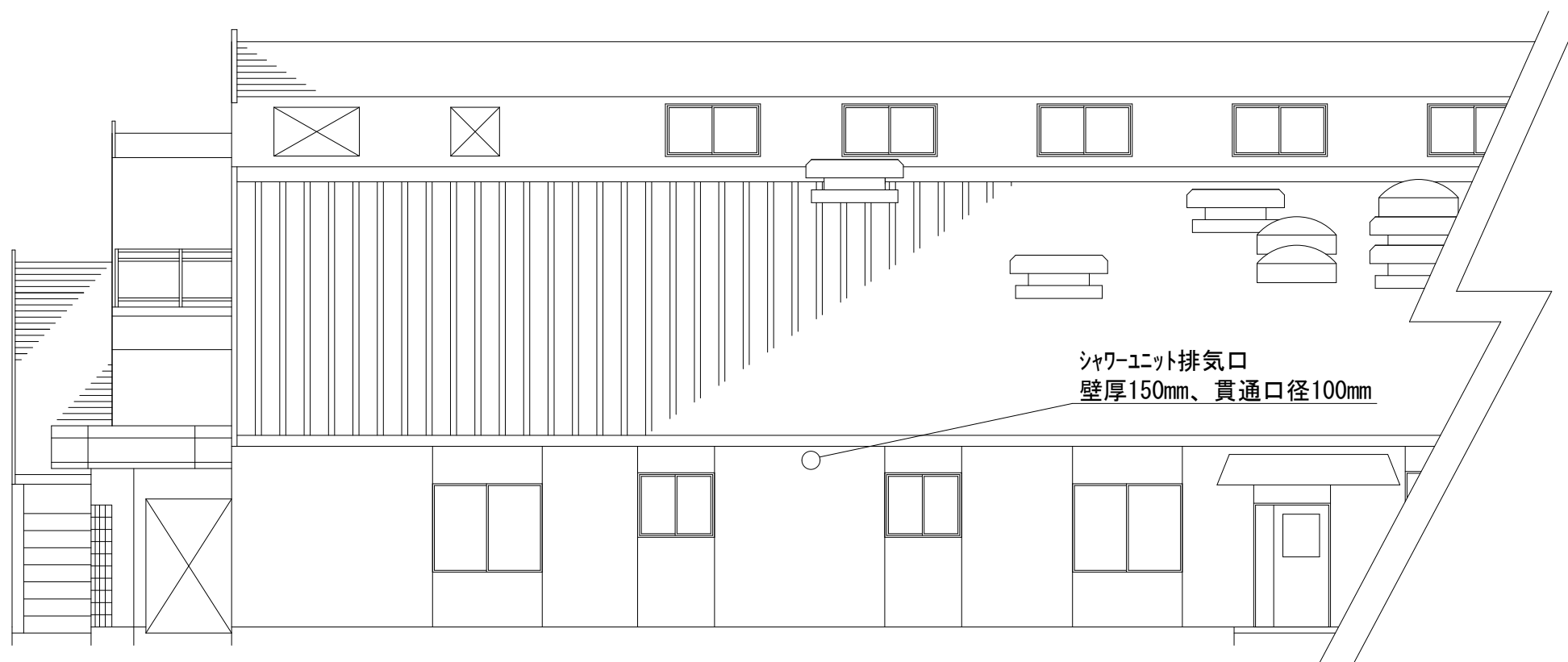


凡例	
養生範囲（搬出入路）	
内部仕上げ足場及び養生範囲	

養生面積	数量	単位
養生範囲（搬出入路）	24.85	m ²
養生範囲	12.55	m ²

施工場所 1 養生図

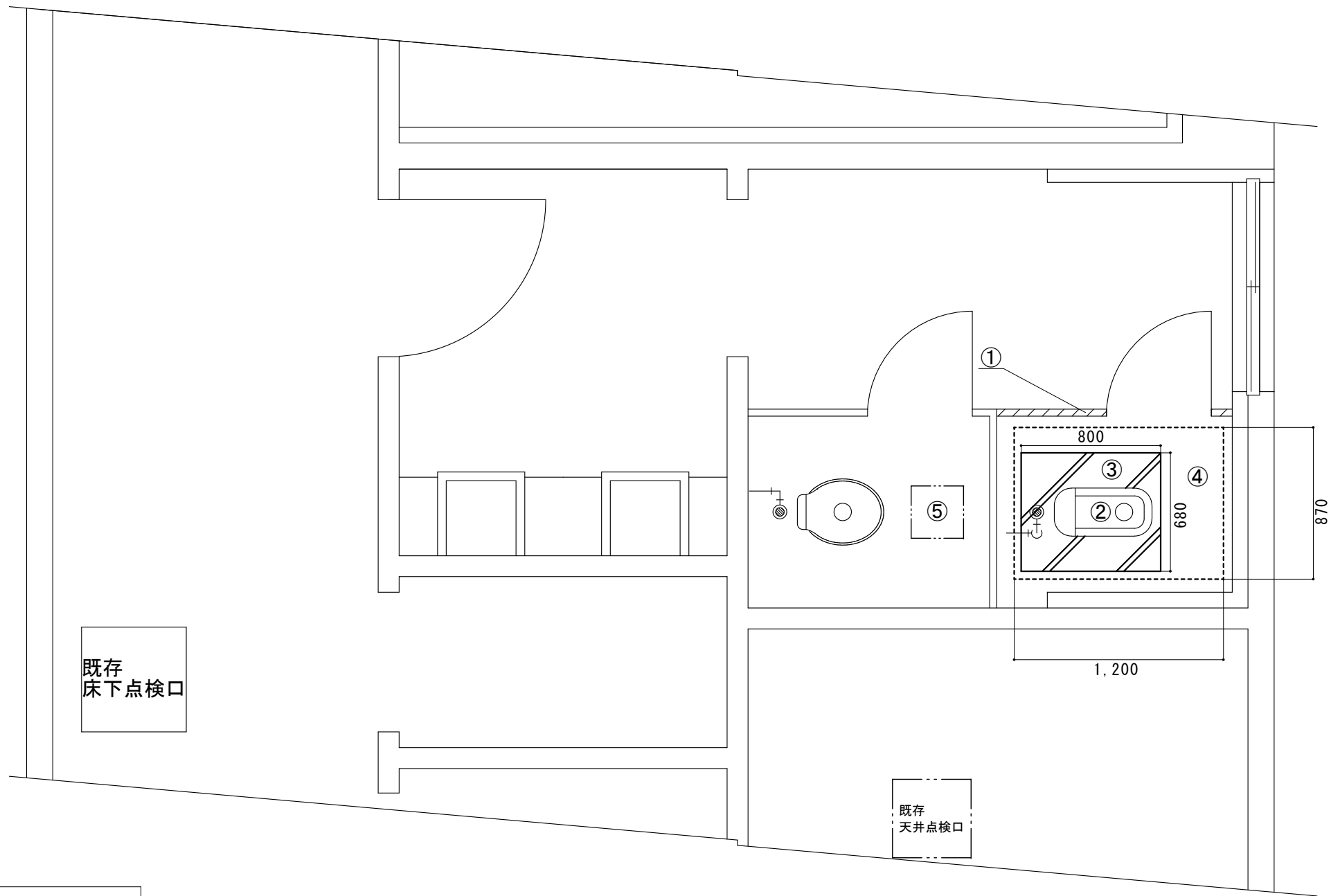
工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	# 3 8 2 衛生設備新設等工事	図面番号	全 1 7 葉 の 内 8
図面名称	養生図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和 8 年 9 月 3 日	



東側立面図

施工場所 1 貫通孔施工場所図

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	# 3 8 2 衛生設備新設等工事	図面番号	全 1 7 葉 の 内 9
図面名称	貫通孔施工場所図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和 8 年 9 月 3 日	



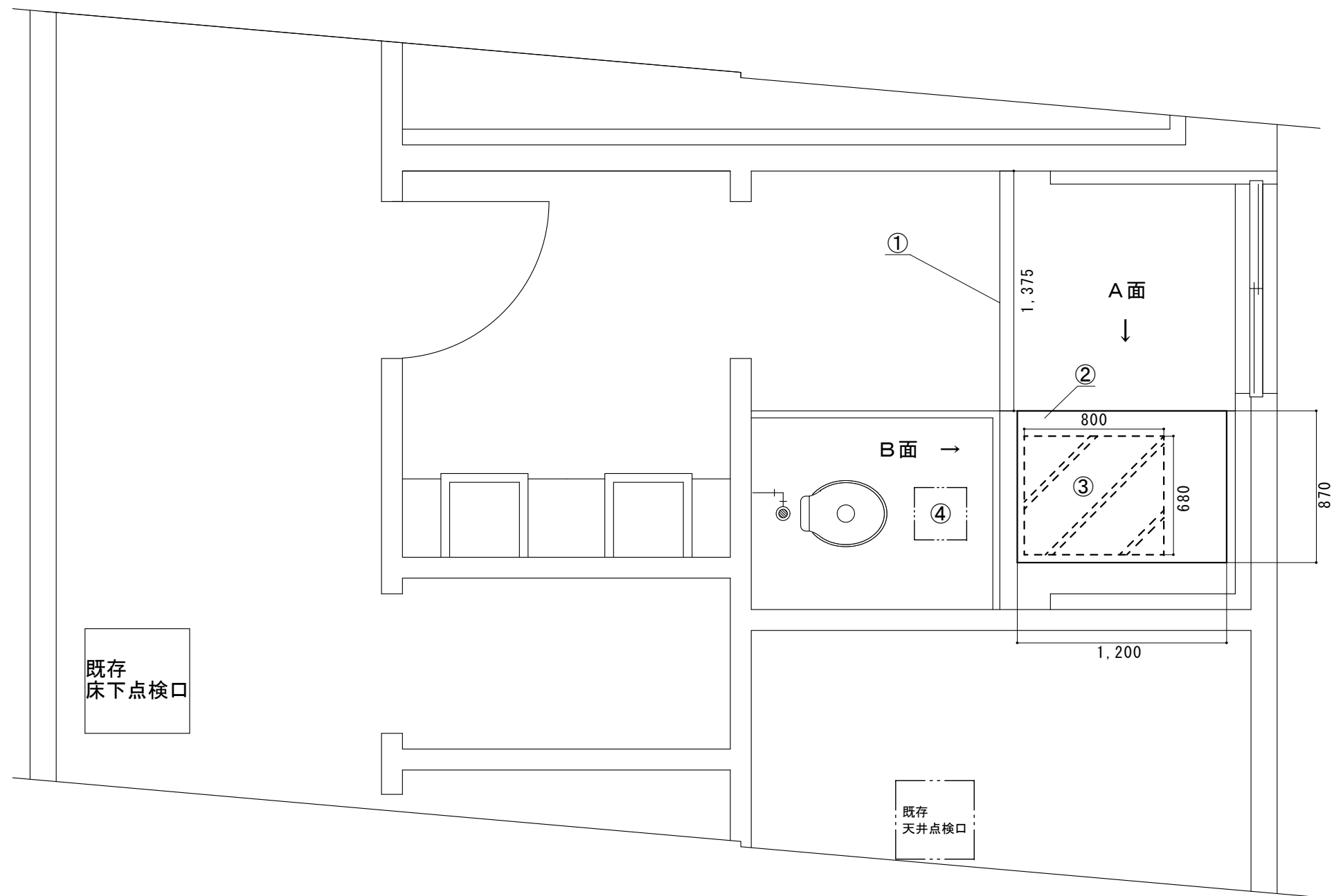
東側

凡例		
床はつり（大便器撤去）範囲	////	
天井ボード撤去範囲	----	
トイレブース撤去範囲	////	
天井換気扇撤去	----	

撤去内容			
No	品名	数量	単位
①	トイレブース FLからH:1900 厚40 開口600mm(和式部分)	1	式
②	和式大便器	1	台
③	床はつり（大便器撤去）	0.54	m ²
④	天井ボード	1.04	m ²
⑤	天井換気扇	1	台

施工場所 1 撤去図

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	# 3 8 2 衛生設備新設等工事	図面番号	全 1 7 葉 の 内 1 0
図面名称	撤去図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和 8 年 9 月 3 日	



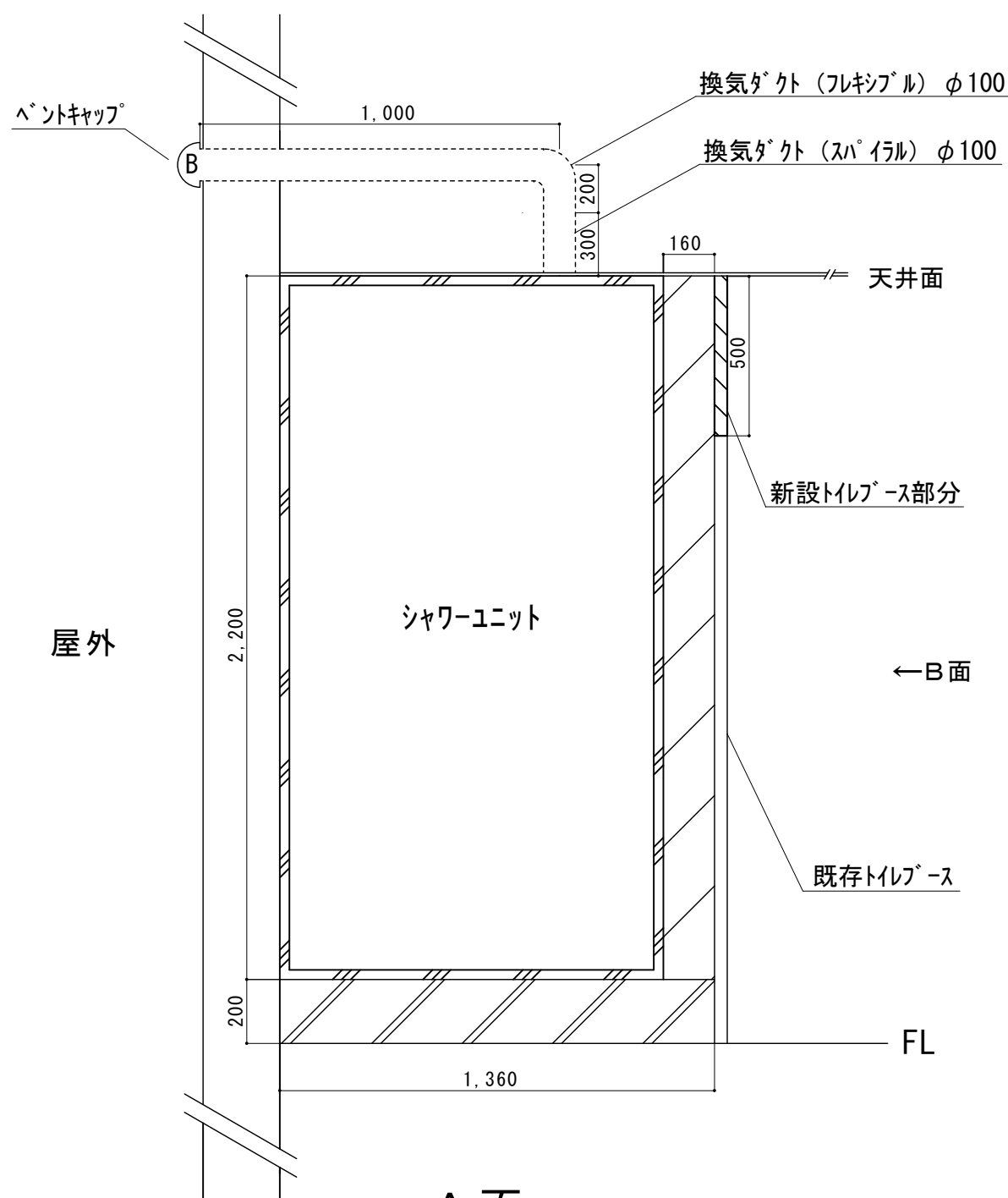
新設内容				
No	品名	仕様等	参考	数量 単位
①	アコーデイオンカーテン	W:1400mm H:1940mm 天井に伸縮吊棒を使用し取付け	※取付けは、既存トイレより 既存壁まで	1 式
②	シャワーユニット	0812UL コーナ収納2段 水栓(サモスタット) 換気扇(ハイファンタイプ)	TOTO ※設置後の隙間はケイ板等で 塞ぐこと。	1 式
③	床補修	モルタル埋め	和式大便器撤去箇所	0.54 m ²
④	天井換気扇	ダウ径:φ150 埋込寸法:316mm角	既設品:東芝(DVF-20JRY)	1 台

凡例	
床補修箇所	□□□□
シャワーユニット	□□□□
天井換気扇	□□□□

※ ②シャワーユニットを設置する際は、床支持部を床面に固定すること。

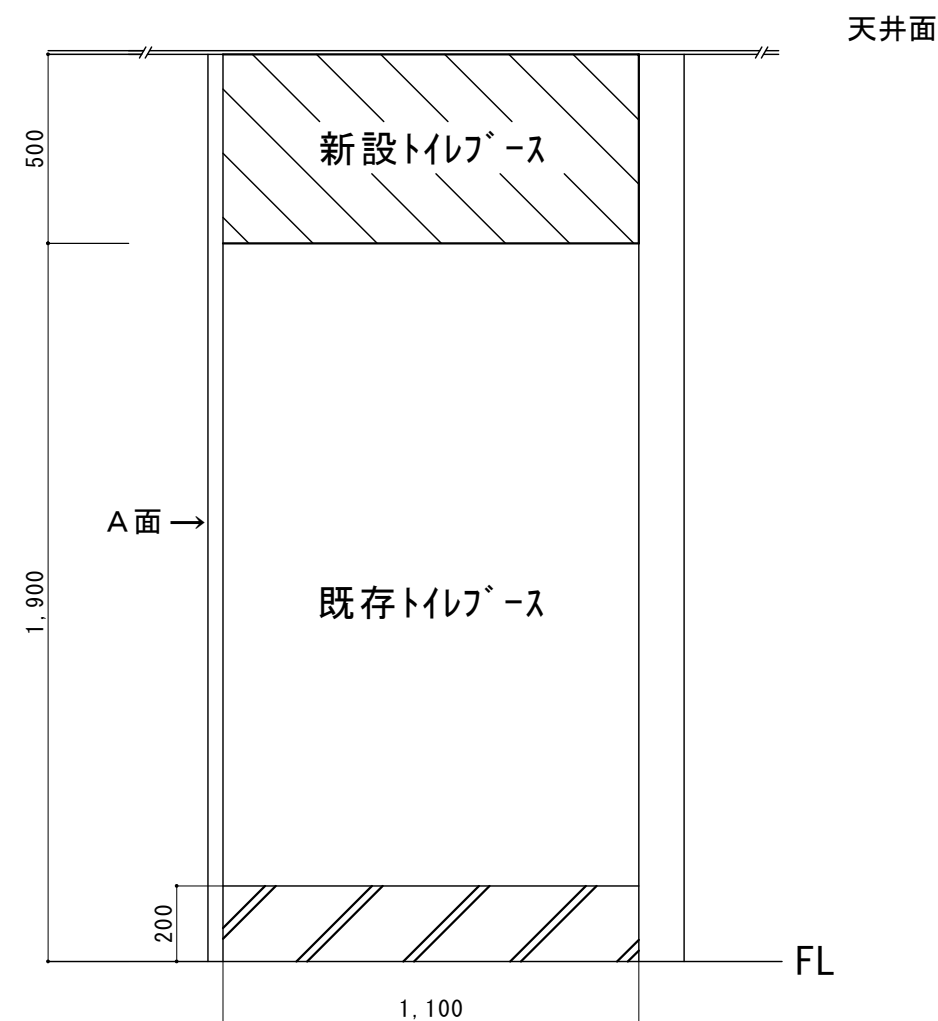
施工場所 1 シャワーユニット新設図

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	# 3 8 2 衛生設備新設等工事	図面番号	全 1 7 葉 の 内 1 1
図面名称	シャワーユニット新設図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和 8 年 9 月 3 日	



新設内容		
凡例	品名	寸法・数量
	ケイカル板貼り(塗装含む)	W:160 H:2200 1箇所
	ステンレス巾木	W:1360 H:200 1箇所
	抗菌樹脂枠	W:150 H:2200 1箇所
	トイレベース	1箇所

※ シャワーユニット入口には、抗菌樹脂枠を取り付けること。

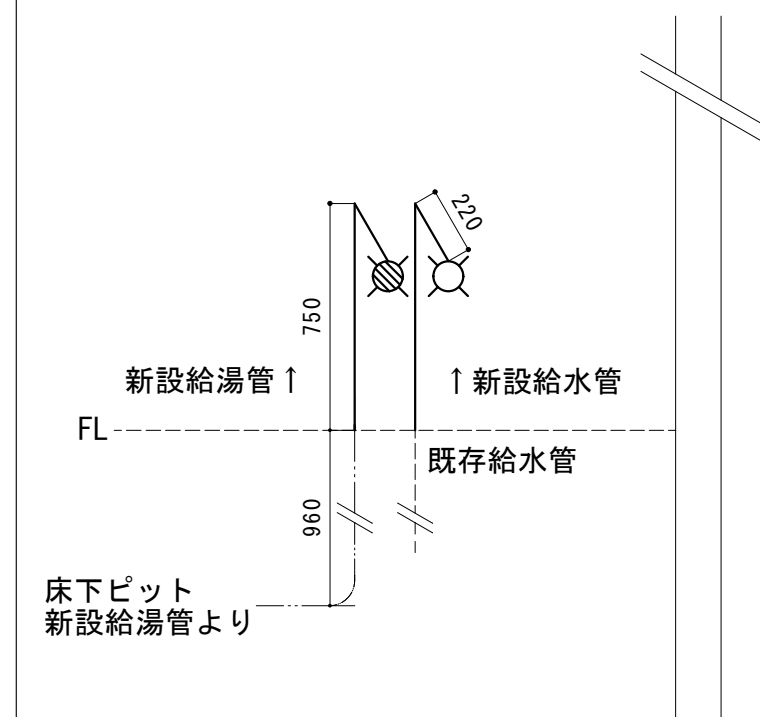


新設内容		
凡例	品名	寸法・数量
	トイレベース	W:1100 H:500 1箇所
	ステンレス巾木	W:1100 H:200 1箇所

※ 色合いについては、既存トイレベースに合わせること。

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	#382 衛生設備新設等工事	図面番号	全17葉の内12
図面名称	シャワーユニット壁詳細図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年9月3日	

施工場所 1 シャワーユニット壁詳細図

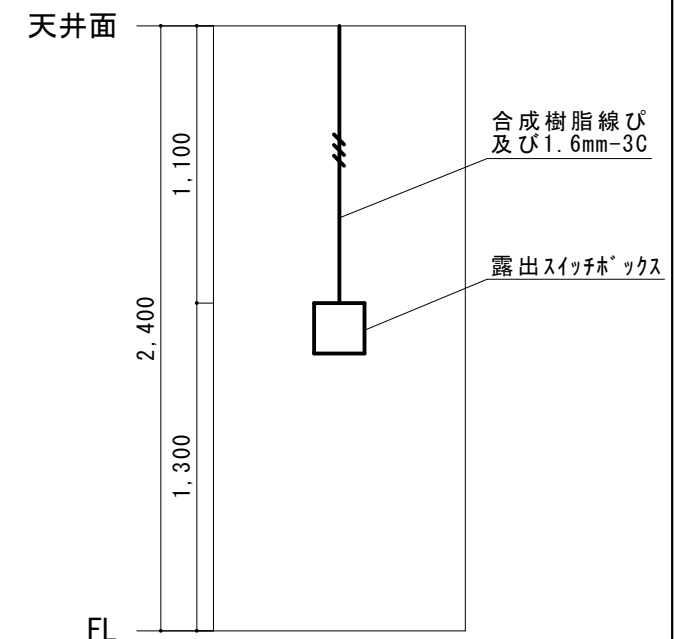
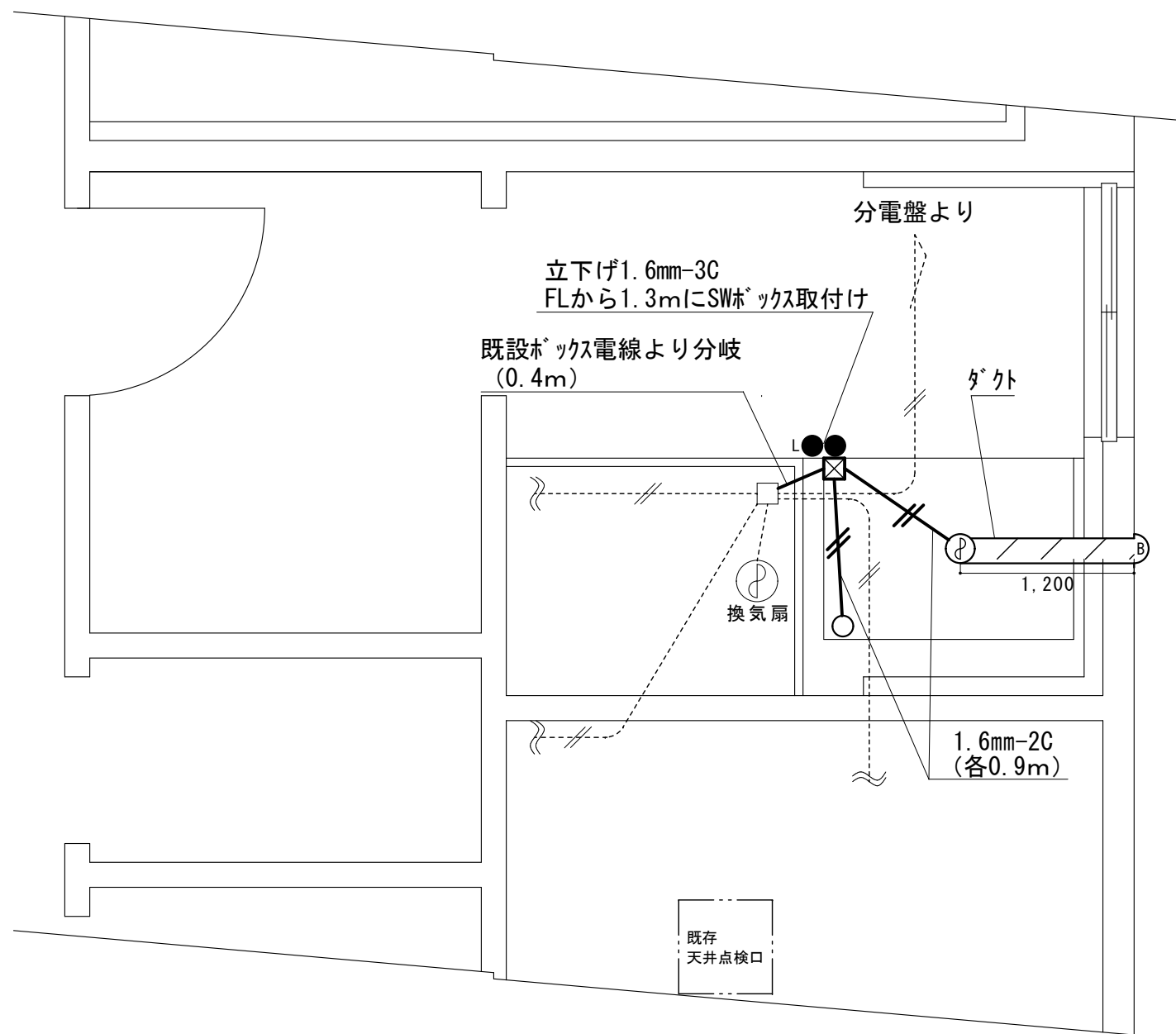


新設内容					
No	品名	仕様等	参考	数量	単位
①	給湯管	20A SGP-HVA（往、環）保温含む	床下ビットより分岐配管 （トイレ床厚130mm、貫通口径38mm）	9.66	m
		20A 架橋ポリエチレン管	トイレ床上部より配管施工	0.97	m
②	給湯管分岐			3	か所
③	給水管	13A 架橋ポリエチレン管	和式大便器撤去箇所給水管より配管施工	0.97	m
④	排水管	50A	和式大便器撤去箇所排水管より配管施工	0.4	m

凡例	
	水栓（湯）
	水栓（水）

施工場所 1 給湯管新設平面図

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事 名称	# 3 8 2 衛生設備新設等工事	図面 番号	全 1 7 葉 の 内 1 3
図面 名称	給湯管新設平面図・立面図	図面 縮尺	
松島基地施設隊		令和 8 年 9 月 3 日	



露出スイッチボックス取付け詳細図

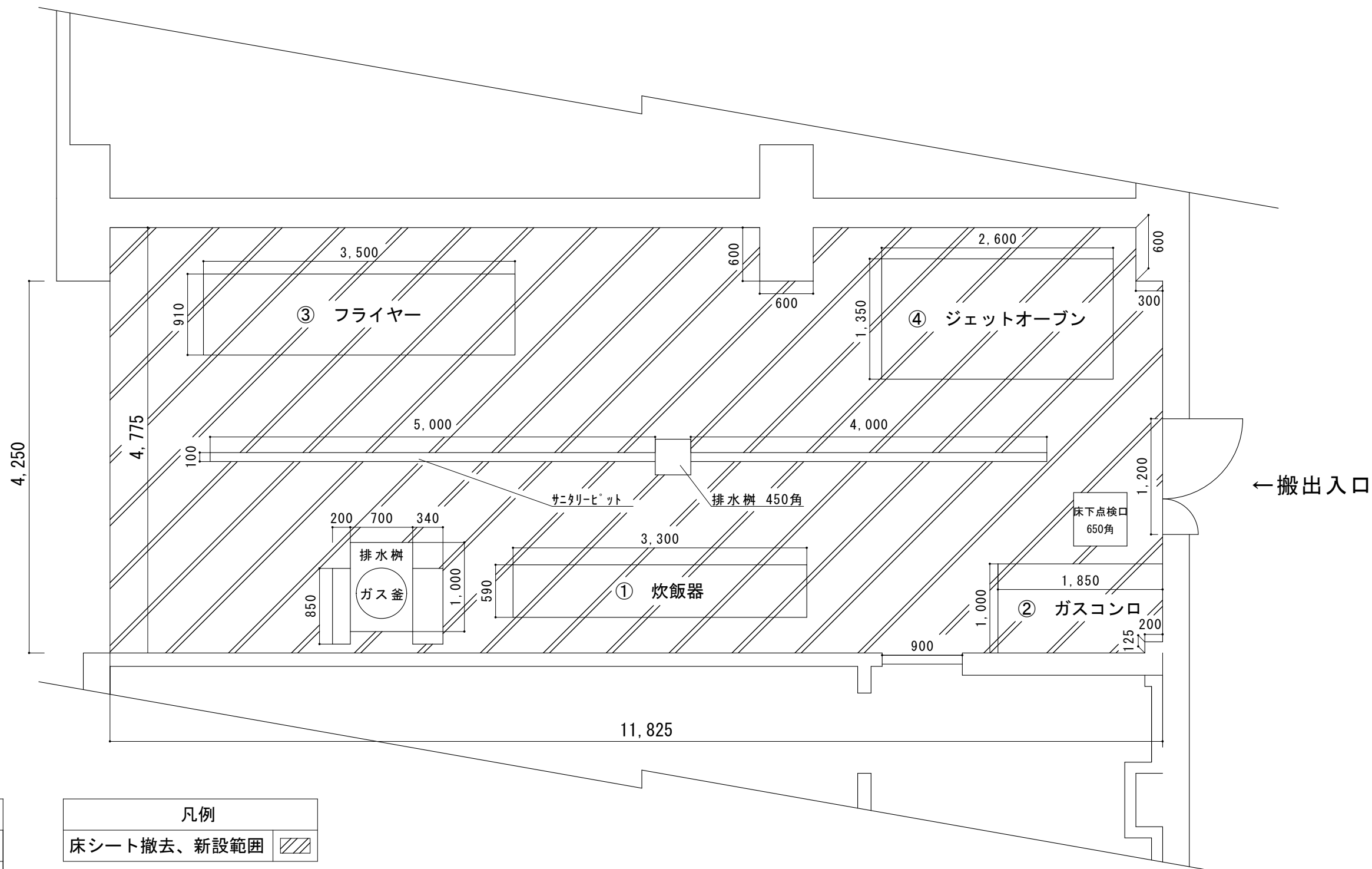
凡例	
-----	既設電線
————	新設電線

新設内容

記号	品名	規格・仕様等	数量	単位
	シャワーユニット換気扇	TOTO ユニットシャワー 0808L付属品	1	個
	ダクト	φ100 立上り部(スパイラル)	0.3	m
		φ100 湾曲部(フレキシブル)1.2m	1	本
	ベントキャップ	三菱丸形フード P-13FSQ 5 ステンレス製・ギャラリ・防虫網付	1	個
	シャワーユニット照明 (LED)	TOTO ユニットシャワー 0808L付属品	1	個
L●	シャワーユニット換気扇 SW	1P15A 確認表示灯付	1	個
●	シャワーユニット照明 (LED) SW	1P15A	1	個
	600V絶縁ケーブル	EM-EEF1.6-2C	2.2	m
	〃	EM-EEF1.6-3C (SWホックス立下げ部分)	1.1	m
	ジョイントボックス	屋内用	1	個
	露出スイッチボックス (カバープレート、取付け枠共)	シャワーユニット換気扇、照明SW用	1	個
	合成樹脂線ひ	シャワーユニット換気扇、照明SW用	1.1	m

施工場所 1 電気設備図

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事 名称	# 3 8 2 衛生設備新設等工事	図面 番号	全 1 7 葉 の 内 1 4
図面 名称	電気設備図	図面 縮尺	
松島基地施設隊		令和 8 年 9 月 3 日	



撤去内容		
品名	数量	単位
床シート	56.20	m ²

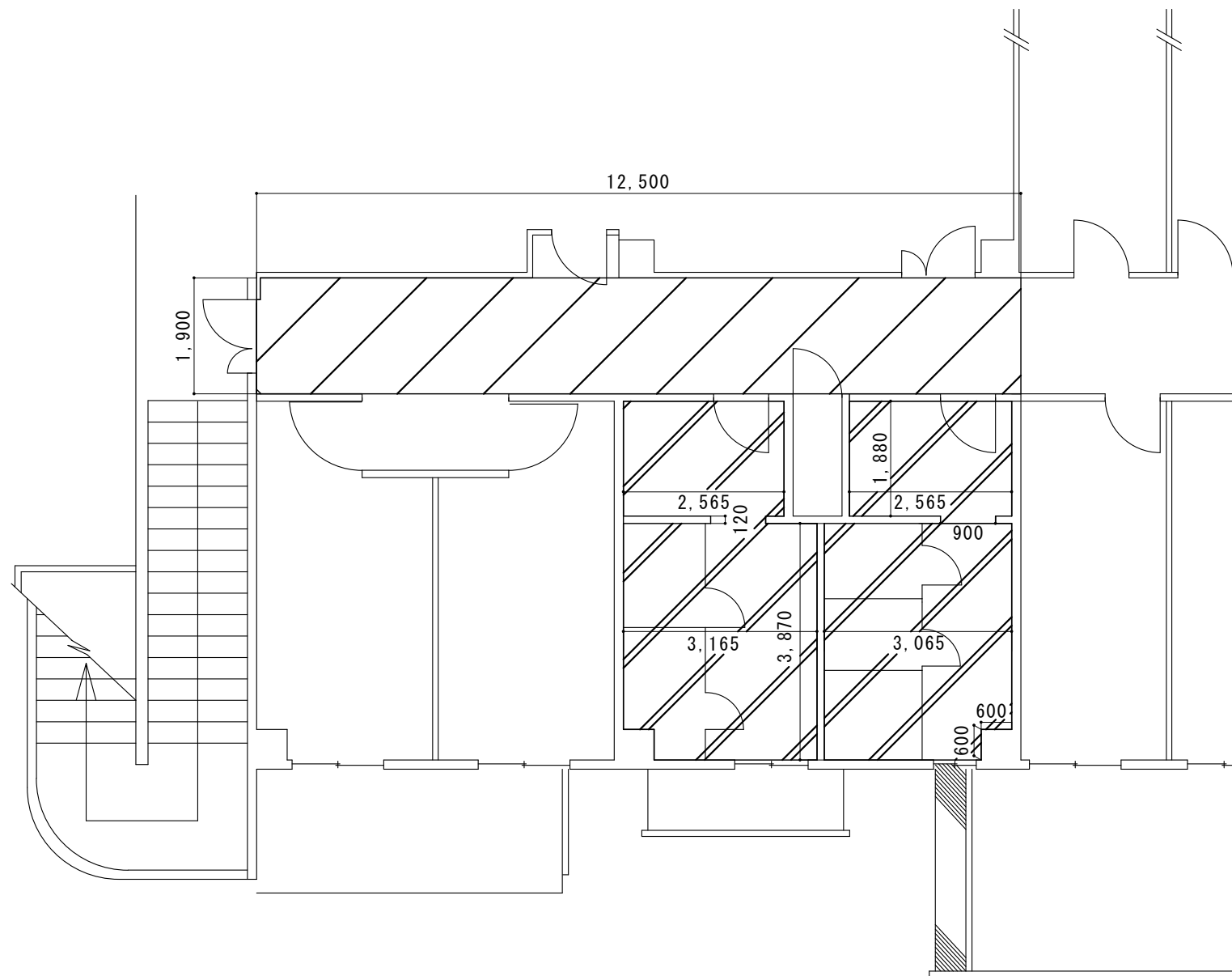
凡例	
床シート撤去、新設範囲	

新設内容				
品名	仕様等	数量	単位	参考
床シート	特殊防滑性ビニル床シート 厚：2.5mm	56.20	m ²	タキロン ネオセーフ抗菌25

※ 床面の張替は、①、②、③、④を移動し行うこと。
両端については、FLより100mm立上げ

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	# 3 8 2 衛生設備新設等工事	図面番号	全 1 7 葉 の 内 1 5
図面名称	撤去、新設図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和 8 年 9 月 3 日	

施工場所 2 撤去、新設図

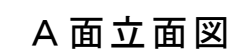


凡例	
養生範囲（搬出入路）	
内部仕上げ足場及び養生範囲	

養生面積	数量	単位
養生範囲（搬出入路）	23.75	m ²
養生範囲	33.25	m ²

施工場所 3 養生図

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	# 3 8 2 衛生設備新設等工事	図面番号	全 1 7 葉 の 内 1 6
図面名称	養生図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和 8 年 9 月 3 日	



撤去・新設内容			
No	品名	数量	単位
①	床シート ※両端については、FLより100mm立上げ	10.77	m ²
②	トイレブース	1	式
③	洗面化粧台下部ボード交換(4枚)	1	式

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事 名称	# 3 8 2 衛生設備新設等工事	図面 番号	全 1 7 葉 の 内 1 7
図面 名称	撤去、新設図	図面 縮尺	
松島基地施設隊		令和 8 年 9 月 3 日	